

■ 社会福祉課

▼社会福祉総務費（3－1－1－02） 721（127）

〔国県支出金：2 一般財源：719〕

※県委託金：社会福祉統計調査委託金 2

〔事業概要・効果等〕

各種福祉行政の推進を図る。

- ・福祉有償運送運営協議会委員謝礼（6,000円×6人×3回） 108
- ・福祉避難所に係わる災害時備蓄品等 536

▼社会福祉協議会補助費（3－1－1－03） 43,587（44,805）

〔一般財源：43,587〕

〔事業概要・効果等〕

地域実情に精通したつくばみらい市社会福祉協議会と連携することにより、地域住民の福祉活動への参加や、市福祉行政の推進、効率の良い福祉サービスを図る。

▼民生委員児童委員関係経費（3－1－1－04） 6,966（7,002）

〔国県支出金 14 一般財源：6,952〕

※県補助金：民生委員推薦補助金 14

〔事業概要・効果等〕

市民と行政のパイプ役として地域福祉の向上に尽力する民生委員児童委員の活動を支援することにより、市民生活の福祉の充実を図る。

- ・民生委員推薦会委員報酬（6,000円×6人×2回） 72
- ・民生委員児童委員協議会補助金 6,870

▼更生保護関係経費（3－1－1－05） 579（455）

〔一般財源：579〕

〔事業概要・効果等〕

罪を犯した人の改善・更生を助けることを任務とする保護司と母性愛を持って更生の支援を続ける更生保護女性会の両団体は、地域における犯罪予防の啓発に力を注いでおり、活動を支援することで犯罪や非行のない地域づくりを推進する。

▼人権・同和問題関係経費（3－1－1－06） 971（971）

〔一般財源：971〕

〔事業概要・効果等〕

人権が尊重される社会づくりは、必要不可欠であり、人権擁護委員の活動を支援しつつ、ともに市民のくらしの向上を図る。また、同和問題に対する正しい認識の啓発事業や同和問題解決に尽力する関係者活動を支援することにより、さらなる人権尊重意識の高揚を図る。

- ・普通旅費（人権研修旅費 3,000円×7人） 21
- ・特別旅費（人権研修宿泊旅費 12,000円×24人） 288
- ・研修資料代 250
- ・各団体機関誌、広報紙購読料 67

▼行旅死亡人等取扱経費（3－1－1－07） 350（350）

〔一般財源：350〕

〔事業概要・効果等〕

引取者のない行旅死亡人があった場合、市が葬祭等を執行するための費用。

▼住宅手当緊急特別措置事業費（3－1－1－08） 1,466（2,198）

〔国県支出金：1,465 一般財源：1〕

※県補助金：住宅手当緊急特別措置事業補助金 1,465

〔事業概要・効果等〕

就職活動を行って就労するためには、住民票や金融機関の口座などが必要になる場合が多く、そのためには安定した住居が必要である。アパート等に家賃は毎月発生する固定的な経費であることから、離職者が就職活動を安心して行うことができるよう住宅費について給付を実施する。

- ・住宅手当（住宅扶助特別基準額 46,000 円×6 カ月×3 人，住宅扶助基準額 35,400 円×6 カ月×3 人） 1,466

▼臨時福祉給付金給付事業（3－1－1－50） 157,558（0）

〔国県支出金：157,558 一般財源：0〕

※国補助金：臨時福祉給付金給付事業費補助金 157,558

〔事業概要・効果等〕

平成 26 年 4 月から消費税率が 8 %へ引き上げられることへの対応として、所得の低い方々へ臨時福祉給付金を支給する。対象者は平成 26 年 1 月 1 日時点で、市内に住民票があり、平成 26 年度市民税が課税されていない方。（ただし、扶養している方が課税される場合、生活保護制度の被保護者となっている場合などは対象外）

給付額は、給付対象者 1 人につき 1 万円（給付対象者で年金，児童扶養手当等に該当する方は 5 千円を加算する。）

- ・臨時福祉給付金管理システム構築委託料 2,382
- ・臨時福祉給付金（1 人当たり 10,000 円×12,000 人） 120,000
- ・臨時福祉給付金加算（1 人当たり 5,000 円×6,000 人） 30,000

▼すこやか福祉館管理事業（3－1－2－01） 86,718（153,956）

〔その他：3,794 一般財源：82,924〕

※使用料：すこやか福祉館使用料 3,458，行政財産使用料 196 諸収入：陶芸窯電気使用料等 140

〔事業概要・効果等〕

浴室・大広間・多目的ルーム等を有し、老人，心身障がい者等の社会参加，生きがいきづくり及び地域の世代間交流を図ることができる「すこやか福祉館」をはじめとする「総合福祉施設きらくやまふれあいの丘」の管理業務。施設の管理運営は、指定管理者が行うが、大規模な工事，物品の借上料，保険料については市が負担する。

現在の指定管理者は、つくばみらい市社会福祉協議会。

- ・指定管理委託料 64,468
- ・給湯ボイラー設備改修工事設計監理委託料 1,696
- ・給湯ボイラー設備改修工事費 18,263



▼世代ふれあいの館管理事業（3－1－2－02） 33,268（48,375）

〔その他：1,984 一般財源：31,302〕

※使用料：世代ふれあいの館使用料 1,835，行政財産使用料 69 諸収入：世代ふれあいの館看板製作製料等 80

〔事業概要・効果等〕

ホール・リハーサル室・会議室等を有し、音楽・ダンス・舞踊などの発表会や講演，研修会といったさまざまな催事に利用される「世代ふれあいの館」の管理業務。「総合福祉施設きらくやまふれあいの丘」の施設のひとつで、管理運営は指定管理者が行うが、大規模な工事，物品の借上料，保険料については市が負担する。

現在の指定管理者は、つくばみらい市社会福祉協議会。

- ・指定管理委託料 32,163



▼障がい福祉総務費（3－1－3－01） 4,264（0）

〔一般財源：4,264〕

〔事業概要・効果等〕

平成 26 年度より新設し、障がい福祉事務のうち、総務費に計上することが適当と思われるものについては当該費目に移行し、適切な取り組みを図る。

平成 26 年度から身体障害者手帳交付事務の権限移譲を契機に、障がい者支援システムを導入することから保守・点検費用を計上した。また、嘱託職員の雇用については、障害者総合支援法による障がい福祉に係わる業務量全般の増加に対応するためである。

- ・嘱託職員雇用 1,923
- ・障がい者支援システム保守・点検委託料 1,988

▼障がい者手帳申請診断書料助成事業（3－1－3－02） 810（930）

〔一般財源：810〕

〔事業概要・効果等〕

身体・精神障がい者の手帳の交付申請をするために提出が必要な診断書の作成料を助成することにより、障がい者の福祉の推進を図る。

- ・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳申請診断書料補助事業（5,000 円× 120 人，3,000 円× 50 人，2,000 円× 20 人） 810

▼重度心身障がい者通院通所交通費助成事業（3－1－3－03） 1,160（1,016）

〔一般財源：1,160〕

〔事業概要・効果等〕

障がい者が、医療機関等への往復に要するタクシー料金の一部を助成し、障がい者の福祉の増進を図る。

- ・重度心身障がい者通院通所交通費助成（透析以外 36,000 円× 42 人×利用率 0.5，透析患者 72,000 円× 8 人×利用率 0.7） 1,160

▼障がい者支援協議会運営費（3－1－3－04） 540（144）

〔一般財源：540〕

〔事業概要・効果等〕

平成 23 年度に策定した「いきいきハートプラン（障がい者計画・障がい福祉計画）」の検証・評価を行うとともに、障がい者施策に関する提言や助言をすることにより、市の障がい者施策を効率的に運営していく。平成 26 年度は、第 4 期障がい福祉計画の策定、専門部会の設置により会議回数を増やすため、前年度より増額となった。

- ・障がい者支援協議会委員謝礼（全体会 6,000 円× 15 人× 4 回，専門部会 6,000 × 15 人× 2 回） 540

▼自立支援給付事業（3－1－3－05） 477,093（525,779）

〔国県支出金 356,136 一般財源：120,957〕

※国負担金：障がい者等補装具給付事業負担金 5,914，障がい者等自立支援給付負担金 225,000，

障がい者医療費負担金 6,510 県負担金：障がい者等補装具給付事業負担金 2,957, 障がい者等自立支援給付負担金 112,500, 障がい者医療費負担金 3,255

〔事業概要・効果等〕

障がい者が自立した日常生活を営むことができるよう、各種サービスの提供、障がいと因果関係のある疾病に対する医療費の自己負担軽減、日常生活に必要な補装具の交付・修理等の支援を行うことにより、福祉の向上を図る。

- ・障がい者給付審査会委員報酬 (19,600 円×5 人×12 回) 1,176
- ・更生医療給付事業 12,000
- ・主治医意見書等作成料 (在宅新規 5,400 円×30 件, 在宅継続 4,320 円×25 件, 施設新規 4,320 円×5 件, 施設継続 3,240 円×15 件, 診察検査 2,916 円×5 件) 355
- ・障がい者等補装具給付事業 (身体障がい者分 11,520,000 円, 難病患者分 308,000 円) 11,828
- ・障害福祉サービス費等 (支給決定者数 276 人 内訳：施設入所 56 人, グループホーム・ケアホーム 37 人, 在宅 183 人) 450,000

▼地域生活支援事業 (3-1-3-06) 63,318 (62,424)

〔国県支出金：34,399 その他：20,900 一般財源：8,019〕

※国補助金：障がい者等地域生活支援事業費補助金 23,189 県補助金：障がい者等地域生活支援事業費補助金 11,210 負担金：地域活動支援センター利用者負担金 750, 地域活動支援センター送迎利用者負担金 150 繰入金：地域振興基金繰入金 20,000

〔事業概要・効果等〕

障がい者等が地域の中で自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう必要な支援を行い、福祉の向上を図る。

- ・地域活動支援センター事業 (ひまわり園 19,060, さくら園 11,486, ふれんず 9,798, みどりの地活センター分 1,650, みどりの相談支援分 1,469) 43,463
- ・障がい者等日常生活用具給付事業 (ストマ用装具等) 10,000
- ・訪問入浴サービス事業 (継続利用分 12,500 円×0.9×52 週×2 回×4 人, 新規見込分 12,500 円×0.9×26 週×2 回×1 人) 5,265
- ・日中一時支援事業 (10,000 円 (月平均) ×12 カ月×17 人) 2,040
- ・理解促進等地域生活支援事業 1,239

▼障がい者相談員運営費 (3-1-3-07) 104 (104)

〔一般財源：104〕

〔事業概要・効果等〕

障がい者又はその保護者の相談に応じ、障がい者の更生のために必要な援助を行うもので、社会的信望があり、障がい者に対する更正援護に熱意と識見を持つ者に委嘱し実施する。

- ・障がい者相談員謝礼 (身体障がい者相談員謝礼 20,000 円×3 人, 知的障がい者相談員謝礼 20,000 円×2 人)

▼特別障害者手当等支給事業 (3-1-3-08) 9,721 (8,917)

〔国県支出金：7,290 一般財源：2,431〕

※国負担金：特別障害者手当等給付費国庫負担金 7,290

〔事業概要・効果等〕

在宅の重度心身障がい者に対し、その重度の障がいゆえに特別に強いられる負担の一助として手当を支給することにより、福祉の向上を図る。

- ・特別障害者手当 (実績 26,080 円×19 人×12 カ月, 増加見込 4 人×6 カ月) 6,573
- ・障害児福祉手当 (実績 14,180 円×17 人×12 カ月, 増加見込 3 人×6 カ月) 3,148

▼在宅心身障害児福祉手当支給事業 (3-1-3-09) 1,632 (1,632)

〔国県支出金：420 一般財源：1,212〕

※県補助金：在宅心身障害児福祉手当補助金 420

〔事業概要・効果等〕

在宅心身障がい児の保護者とその家族に対し、支援を行うことにより、当該児童の介護にあたる保護者とその家族の精神的・身体的労苦に報い、福祉の増進を図る。

・在宅心身障害児福祉手当（実績 3,000 円×40 人×12 カ月，増加見込 8 人×8 カ月） 1,632

▼難病患者福祉手当支給事業（3－1－3－10） 3,000（2,684）

〔一般財源：3,000〕

〔事業概要・効果等〕

原因不明で治療方法が確立していない難病患者とその保護者の労苦へ報いるため、当該患者に対して手当を支給することにより、心身の安定と福祉の増進を図る。

・難病患者福祉手当（実績 1,000 円×230 人×12 カ月，増加見込 40 人×6 カ月） 3,000

▼特別児童扶養手当支給事務経費（3－1－3－11） 104（95）

〔国県支出金：81 一般財源：23〕

※国委託金：特別児童扶養手当事務委託金 81

〔事業概要・効果等〕

精神又は身体に一定の障がいのある児童を監護している者に対して支払われる特別児童扶養手当について、政令に定めるところにより、その支給に関する事務の一部を行う。

▼移送サービス事業（3－1－3－12） 1,931（1,792）

〔その他：110 一般財源：1,821〕

※諸収入：外出支援サービス事業利用料 110

〔事業概要・効果等〕

高齢や身体障がい等を理由とする移動制約者に対する送迎サービス事業。利用者宅から医療機関までの通院又は社会福祉施設までの通所に、車椅子搭乗車両等による送迎を行う。

つくばみらい市社会福祉協議会への委託事業。

・福祉移送サービス事業委託料（運転協力者謝礼 384，車両経費 1,114，運転協力者研修費 148，事務費 5，損害保険料 178，その他 102） 1,931

▼地域ケアシステム推進事業（3－1－3－13） 8,070（12,784）

〔国県支出金：175 一般財源：7,895〕

※県補助金：地域ケアシステム推進事業費補助金 175

〔事業概要・効果等〕

在宅の障がい者，高齢者，難病患者及び児童等に対して，効率的かつ適切な福祉サービスを提供し，誰もが安心して暮らせるコミュニティづくりを推進する。

つくばみらい市社会福祉協議会への委託事業。

・地域ケアシステム推進事業委託料（人件費 6,928，運営費 1,142） 8,070

▼身体障害者手帳交付事業（3－1－3－14） 2,100（22,570）

〔一般財源：2,100〕

〔事業概要・効果等〕

平成 26 年度に県から権限移譲を受ける事業。申請に基づき，市が障がいの認定を行い，迅速に手帳を交付できることにより，福祉サービスの向上につながる。

・臨時職員雇用 2,100

▼障がい者虐待防止事業（3－1－3－15） 1（1）

〔一般財源：1〕

〔事業概要・効果等〕

障がい者虐待の防止や早期発見，虐待を受けた障がい者に対する適切な保護，養護者に対する適切な支援を行うことにより，障がい者が地域で安心して日常生活を送れるようにする。

▼社会福祉災害対策費（3－1－13－01） 261（3,660）

〔一般財源：261〕

〔事業概要・効果等〕

市民が火災・水害等の災害を受けた場合、災害にあった市民または遺族に対して見舞金・弔慰金を支給することにより、被災市民の心の傷を和らげる。また、東日本大震災で半壊以上の被害にあった市民が貸付を求めた場合、審査基準により応じる。

- ・交際費（住宅全焼・全壊 50,000 円×2 件，住宅半焼・半壊 20,000 円×3 件，弔慰金 100,000 円×1 件） 260

▼生活保護事務費（3－3－1－02） 5,196（4,785）

〔国県支出金：3,419 一般財源：1,777〕

※国補助金：生活保護費国庫補助金 3,419

〔事業概要・効果等〕

生活保護システムを活用することにより、基準に則した事務処理の迅速化及び効率化を図る。また、診療報酬明細書の点検強化等により扶助の適正化を図り、生活保護事業の適正な運営を確保する。

- ・生活保護嘱託医報酬（30,000 円×12 カ月） 360
- ・レセプト点検委託料（入院，外来・調剤・歯科，過誤調整依頼書等作成） 229
- ・生活保護システム借上料（166,320 円×12 カ月） 1,996
- ・就労自立給付金制度設立に伴う生活保護システム改修 432

▼生活保護扶助費（3－3－2－01） 338,101（330,310）

〔国県支出金：261,275 一般財源：76,826〕

※国負担金：生活保護費国庫負担金 253,575 県負担金：生活保護費 73 条県負担金 7,700

〔事業概要・効果等〕

日本国憲法第 25 条の理念に基づき、生活に困窮する全ての国民に対し、困窮の程度に応じ必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する。

保護世帯数 130 世帯，保護者数 166 名，保護率 3.5 ‰（平成 26 年 2 月 1 日現在）

- ・生活扶助 90,000
- ・教育扶助 1,000
- ・住宅扶助 34,000
- ・医療扶助 190,000
- ・介護扶助 15,000
- ・出産扶助 1
- ・生業扶助 800
- ・葬祭扶助 800
- ・施設事務費 6,500

■ 介護福祉課

▼老人福祉総務費（3－1－4－01） 9,592（8,336）

〔一般財源：9,592〕

〔事業概要・効果等〕

高齢者が可能な限り住み慣れた地域において継続して生活ができるよう各種事業の支援を行う。

- ・理髪サービス事業委託料（社会福祉協議会への委託事業） 826
- ・介護用品支給事業委託料（社会福祉協議会への委託事業） 3,900